

令和3年3月19日

新型コロナウイルス感染症にかかる市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて

■概要

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、令和3年3月21日に解除されることが決定され、緊急事態宣言解除に伴い、県において、「埼玉県における3月22日以降の段階的緩和措置等について」が示された。

そこで、市では、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

記

1 市有施設の取扱い

基本的に、令和3年3月22日（月）から再開する。

ただし、貸館等においては、県の段階的緩和措置等の期間である同年3月31日（水）までの期間、午後9時以降及び午後9時を含む貸出時間区分については、既に施設利用の予約が行われている場合などを除き、施設の貸出等を行わない。

なお、再開にあたっては、感染防止対策を徹底する。

※再開する市有施設によっては、感染防止対策として、一部利用を制限するなどの対応を行う場合がある。

2 市主催イベント等の取扱い

国の示す目安を上限とし、かつ、営業時間の短縮要請に基づき、徹底した感染防止対策を講じて実施する。

※指定管理者に対しては市の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

期間：令和3年3月22日（月）から令和3年4月11日（日）まで